

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年6月5日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

(仮称)世田谷区農業振興計画策定支援業務委託

#### (2) 目的

世田谷区は、区内農業の振興を図ることを目的として、平成31年度から10か年を見通した区内農業のあり方を明らかにする「(仮称)世田谷区農業振興計画」を策定する。

これに伴い、本業務は、農業振興計画策定に係る専門的見地からの企画立案、検討会議体の資料作成及び運営支援などの支援業務の委託を行うものである。

本計画策定の背景として、平成21年度からの10年間を期間とする現行の世田谷区農業振興計画が平成30年度で区切りを迎える。この間、国においては平成27年に都市農業振興基本法が成立し、翌年5月には都市農業振興基本計画が閣議決定された。また、東京都においても、新たな「東京農業振興プラン」が本年5月に策定された。このように都市農業は、現在大きな転換期を迎えている。本計画は、この状況に的確に対応するために策定するものである。

#### (3) 主な業務内容

策定スケジュールの管理

計画策定における論点の整理(関連資料等を活用した調査・分析・検討)

世田谷区を取り巻く経済社会環境等の現状把握・分析

と現計画の進捗状況等を踏まえた現況の整理・分析、課題の抽出

計画策定のための情報収集・分析

検討会議体の会議資料等作成、運営支援、会議録作成(29年度2回、30年度2回)

素案(29年度)、計画案(30年度)の作成

区担当課との作業確認、打合せ及び打合せ記録の作成(適宜)

その他、計画策定上必要な業務のうち区担当課が指定する業務

#### (4) 履行期間

平成29年9月1日から平成30年9月30日まで(予定)

但し、契約は単年度ごとに締結し、平成30年度の契約については、平成30年度の予算配当を条件とする。また、平成29年度の履行状況が不良であった場合及び平成30年度の契約交渉が不調となった場合は、随意契約を締結しない場合がある。

## 2 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

## 4 提案書を特定するための評価項目

- (1) 実施体制に関する事項
  - ・業務責任者等の実績、経歴等
  - ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 類似する業務の実績
- (3) 業務の実施方針
  - ・農業振興計画の策定方針の企画提案能力
  - ・国、都の動向(都市農業振興基本計画、東京農業振興プラン等)の認識・理解状況
  - ・関連資料、統計データ等を活用した区内農業状況の的確な整理及び分析を行う能力
  - ・外部検討会議の運営支援能力
- (4) 見積金額の妥当性

## 5 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

## 6 手続き等

### (1) 担当所管課

世田谷区産業政策部都市農業課 担当 真子・杉ノ原

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03-3411-6644 FAX03-3411-6635

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成29年6月5日(月)から6月16日(金)午後3時まで

場所及び方法：上記(1)担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ

([くらしのガイド](#) [仕事・産業・就職](#) [おしらせ](#))にて公開(ダウンロード可)

### (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成29年6月16日(金)午後3時まで必着

場所：上記（１）担当所管課

方法：持参、郵送又はファクシミリ送信（ただし、郵送又はファクシミリ送信の場合の未着事故についてはその責を負わない。）

（４）提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成２９年７月７日（金）午後３時まで必着

場所：上記（１）担当所管課

方法：持参に限る

## 7 その他

（１）提出書類の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（２）提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提出者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

（３）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約保証金 免除

（５）契約書作成の要否 要

（６）当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

（７）関連情報を入手するための照会窓口 上記６（１）「担当所管課」に同じ

（８）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（９）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

（１０）提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

（１１）契約金額は、予算の範囲内とする。

（１２）契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は、受託者と区との協議により詳細を調整した上で最終決定する。

（１３）提出書類の記載事項に虚偽があることが判明したとき、その提出者は失格とする。